

鎌倉市個人情報保護審議第 4 号

平成13年 6 月13日

鎌倉市教育委員会

教育委員長 太田俊朗様

鎌倉市個人情報保護運営審議会

会長 金子正史

鎌倉市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱い
に関する意見について (答申)

平成13年5月18日付け鎌教委生第1067号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項に規定する個人情報の処理を新たに開始し、同条第3項に規定するオンライン結合による個人情報の提供を行うことについては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項・第3項の規定に基づく諮問

番号	業務名	業務の内容	業務主管課名	導入年度
1	生涯学習指導者登録制度	本市の登録生涯学習指導者情報を「PLANETかながわ」に情報入力及び本市のホームページとリンクを張ることにより、利用者が県・市両者のホームページから情報を得られるようにする。	生涯学習課	平成13年度